

平成二十四年一月三十一日提出
質問 第二四号

二・二六事件の裁判記録公開に関する質問主意書

提出者 中島政希

二・二六事件の裁判記録公開に関する質問主意書

二・二六事件は近代日本政治史上、時代を画する重大事件である。その裁判記録は、わが国の政治史、思想史、法制史を考える上で第一級の資料であるにもかかわらず公開されていないため、学問的研究の進展に著しい支障が生じている。このクーデター未遂事件は、戦前の政党政治にとどめを刺した比類のない事件であり、その資料の扱いは単なる刑事事件と同様に対応することは適切でない。二・二六事件の全容を調査解明することは、将来にわたって健全な政党政治を運営していく上で極めて重要な課題である。国はこの裁判記録を積極的に公開し、研究用資料として供すべきものと考ええる。右を踏まえ質問する。

一 二・二六事件の裁判記録は、わが国の政治史、思想史、法制史を考える上で第一級の資料である。本来政府はこれを研究資料として積極的に公開すべきであると考えるが、その意志はあるか。

二 公開の考えがないとすればその理由は何か。

三 現在、二・二六事件裁判記録は撮影・複写が認められていないが、その理由は何か。

四 かつて二・二六事件裁判記録の一部が筆写され刊行されているが、この場合筆写と撮影・複写の法的な違いは何か。

右質問する。